

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令案について

1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「隊法」という。）第99条の2第1項に規定する政令で定める留学を命ぜられた防衛大学の学生が、留学中又は留学終了後早期に離職した場合の留学費用の償還に関する規定の整備を行う必要があることについて、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 隊法第99条の2第1項柱書に規定する「政令で定める研修」、離職した場合について償還が義務付けられている留学であることの明示、同項第1号に規定する「政令で定める費用」及び償還をしなければならない者に対する通知について規定する。（第120条の19から第120条の22まで関係）
- (2) 隊法第99条の2第1項第2号に規定する「政令で定める率」及び自衛官としての在職期間の月数の計算要領について規定する。（第120条の23関係）
- (3) 隊法第99条の2第2項第3号の政令で定める場合について規定する。（第120条の24関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日（改正法附則第1条第2号に規定する施行日と同日）